

令和5年3月2日(木)

開会 (9:56)

○坂上隆夫委員長

開会宣言。天木委員からの欠席連絡を報告。出席委員が9名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された案件は、「条例の制定」2件、「条例の一部を改正する条例」5件、「総合整備計画の策定」1件、「総合整備計画の変更」3件の計11件である。

議案の審査に入る前に、高橋副市長よりあいさつをお願いしたい。

○高橋副市長

おはようございます。本日は雨模様だが、昨日まではとてもいい天気で春めいていた。三寒四温を繰り返しながら春に近づいていくと感じている。本定例会においては、令和5年度の予算審査が控えている。その中でも新発田広域の負担金が年々少しづつ増えていることが見て取れる。近いところでは葬祭センターが昨年度完成した。令和5年度に消防本部を含めた広域の庁舎が、中田町に移っていくことが決まっている。令和5年度に実施設計、6、7年度で建設し、総工費50億円近くになると今計画されている。また、令和9年度からは最終処分場の整備もある。あと令和10年度からは胎内消防署と目白押しで箱モノの建設がある。ざっと見てみると起債償還だけでも平成27年と令和10年の予測を見ると1.7倍くらいになる。市の財政の適正化を考えても必要な建物は当然整備していかなければならないわけであるが起債償還の平準化は求められるところと感じている。本日は案件が11件と多くなっているが、審議をよろしくお願いしたい。

議第19号 胎内市情報公開条例の一部を改正する条例

田部総務課長説明

これまで、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び民間事業者のそれぞれの機関を対象とする法律や条例等によって、個人情報取り扱いが別々に規定されていたものを、個人情報の保護に関する法律の改正により、来年度から全国共通ルールとして当市にも適用されるため、現行条例との整合を図るべく、一部改正するもの。主な改正内容は、個人情報の保護に関する法律の中の不開示情報について、開示請求者以外の個人に関する情報等を胎

内市情報公開条例の公開することができない情報第6条と整合を図るため文言を整理するものである。

質疑

○丸山孝博委員

一番最初の6条を変更するとあるが、6条のかっこ1に旧では「法令又は条例の規定により公開することができない情報」となっているものを新では「公にすることができない」と改められているがこの部分についてはどう解釈するのか。

○田部総務課長

確認して後ほど説明する。(後ほど回答有り)

○渡辺秀敏委員

今まで別々に法律・条例で規定されていた。これ国の問題なのでどうか分からないが。これを一つにした目的、理由は何か。

○田部総務課長

国でこの情報公開に関する情報について法律改正したが、先ほど申し上げたとおり国、県市町村、様々な独立行政法人等個人情報に関する条例等が公開できるもの、できないものという取扱いがバラバラだった。そうすると様々な関係機関から市民の情報を収集していろいろな行政事務を取り扱う時に支障が出る部分も含めて統一ルールを作って。市町村独自で規定できるルールも一部あるが、手続きの効率化を図るため統一ルールという中でこの法律改正がなされたと認識している。

○薄田智委員

今回の法律改正で我々が知る権利と29条では個人情報を守るという二つが提出されているが、憲法に保障されている知る権利の部分で、例えば年間胎内市において情報公開請求はどのくらいあるのか。

○田部総務課長

情報公開請求件数並びに個人情報に関する保護審査などの件数等も全部おさえているの

で後ほど説明させていただきます。(後ほど回答有り)

○薄田智委員

先ほど課長から説明をいただいたが良くわからなかった。今回の改正のポイントはどのようなことか。法律を1つにする。新たにこのようにすると、わかりやすく説明いただけると頭に入ると思う。どのようなポイントかお願いします。

○田部総務課長

渡辺委員の説明の中で説明足らずで申し訳なかったが、例えば国、県では県民に関する個人情報ということで持っている情報と市町村で持っている情報について、どちらも同じ情報の機密度、同じレベルであれば同じに統一しようというのが基本のポイントではないかと思う。例えば市町村で持っている個人情報であれば、一番身近なものは住民票や戸籍、税の情報。県でも税の情報は持っている。その公開する情報が胎内市はかなり広く公開しています。県の税情報は制限されています。となると均衡がとれていない。条例がバラバラなので整合が取れていない部分はあると思う。それを国が統一ルールとして平等に公開できるものは公開しよう。非公開のものも統一しようというのが基本だと認識している。

○薄田智委員

今回の改正で例えば今まで請求し公開できたものができなくなるケースはあるのか。

○田部総務課長

基本的に、最終的には後ほど、薄田委員からも示された29条と30条の中で最終的に公開するかしないかを協議して国の個人情報保護審査会に上げて最終的に開示できるかできないか決定してもらおう2段階構えで取り扱う予定になっている。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 20 号 胎内市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

田部総務課長説明

令和 5 年 4 月から新たに、子どもの発達相談事業に療育相談員を配置し、事業の一層の充実・強化を図るため、この職を行政職給料表の職務分類に加えるものである。

質疑

○渡辺秀敏委員

具体的にはどのような業務を行うのか。あと人数と資格はどのようなものか。

○田部総務課長

療育相談員の職については、現在も会計年度任用職員として保育士から発達相談に関する教育を施し、療育相談員として業務に従事している。令和 5 年度から新たに正職員として任用し、スタートさせる。その職名を追加するもの。療育相談員の主な業務はほとんど H O T ・中条にある発達相談係で様々な子育てについて、発達障害や様々な障害を持っている子どもの相談並びに医療機関との連絡調整等を行い親御さんの心身の負担を減らすようなサポート、相談、連絡調整を行ってもらっている。1 名を予定している。療育相談員について、必須の資格はないが可能であれば臨床心理士の資格が望ましいと考えている。臨床心理士の資格取得についても啓発も含め促していきたいと考えている。

○丸山孝博委員

職員の配置については、基準があるのか。何人に一人や行政区に何人など。

○田部総務課長

保育士などの配置基準という形で、発達相談について子育ての包括的な支援ということで専門用語でネウボラという形で子育ての包括支援をスタートさせているということでほとんど H O T ・中条に子育て応援係と発達相談係を設けスタートさせた係である。その配置については特に資格要件、人数については特に規定や制限はないと認識しているが再度確認する。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 24 号 胎内市中条駅前広場条例及び胎内市平木田駅前駐車場条例の一部を改正する条例

田部総務課長説明

道路交通法の一部改正に伴い、用語の整理を行うとともに、放置自転車等の撤去及び保管に要した費用について、市が処分する場合についても当該放置自転車等の所有者等から手数料を徴収できる旨を規定すべく、改正するものである。

質疑

○増子達也委員

29 条にある放置自転車等になる条件。おそらく 1 か月以上などあると思うが実際にどのくらいでやっているのか。第 15 条障害者用の車椅子が車に変更されているが、どのような理由か。同じものなのか、それとも全く別のものなのか。

○田部総務課長

放置自転車等の範囲。一般的には自転車、バイクと身体障害者用の車椅子が今回車と用語改正されたことについては、今身体障害者の方が利用される車椅子のほかに電動のカートがあったり、最新のものとセグウェイのように立って乗れるような電動の移動型カートのようなものも出ていて。車椅子というと座ってになるが立って使える電動カートも想定して、今回道路交通法では、車椅子という用語を身体障害者用の車に改正した経緯があったと確認している。放置自転車をどれくらいの期間放置したら撤去なり処分なり、所有者に連絡して返還するのと言ことだが、特に期間等は明確に規定しているわけではないが、シルバー人材センターに委託して、ずっと放置してある自転車が何台か駐輪場の管理をしている中であるのでその辺を確認した上で警察に防犯登録されているかも含め調整し、撤去なり処分なり返還なりの事務を行っている状況である。

○薄田智委員

今の増子委員の質問に関連するが、今回放置されていると見られるものについては、撤去する。撤去するのも所有者がわかれば所有者に請求しますという話だと思う。今に始まった話でなくて過去にも放置自転車があって処分したことだと思うが、だいたい年間どのくらい処分をしているのかということとその中で所有者がわかるのは何割くらいなのか。

○田部総務課長

放置自転車の処分については、撤去保管した台数は、今年度は30台。その内返還に至ったのが1台、処分が29台。29台の内、防犯登録して所有者が確認されてその自転車をもう使わないので処分してくださいという申し出があったものが4台。この4台については所有者から了解をいただいて今後今回の手数料を頂戴することになっていくことになると思う。ちなみに令和3年度は12台の撤去保管、その内処分したのが12台で返還はなかった。令和2年度は19台の内返還に至ったのは1台、撤去処分が18台ですが、7人から連絡が取れたので処分してくださいという申し出があったという状況である。

○薄田智委員

分かりました。手数料と実際に処分する実費はイコールと考えていいのか。

○田部総務課長

今回の手数料については、自転車等を処分する場合、一般家庭では粗大ごみのシールを500円で購入し、ゴミステーションなり、処分場に持って行くことを参考にして今回市で処分するものについてもその取扱いと同様に500円の手数料を頂戴することにさせてもらったものである。

○渡辺秀敏委員

29条を見ると今までの旧では返還するとき手数料をいただくということでした。新では返還するときという文言が無くなっていることは返還だけでなく処分するときもこの手数料をいただくことになる。処分をしたときに所有者の心理からするとこの手数料はなぜ払わなければならないのかと思う人も中にはいると思う。そのような場合にどのように所有者からいただくのか。拒否している場合。

○田部総務課長

今までは、例えば放置されていてその自転車を市で保管し防犯登録等がされていて所有者がわかった場合、ずっと放置されていたので返しますと。保管、移動してきた手数料という

ことで頂戴していた。それについて拒否された方は今までいなかった。新たに所有者がわかり、その自転車が必要のため市で処分してくださいという方に 500 円なりを頂戴することについて、今回条例が改正されてはじめての徴収事務が発生することになるので、その辺は支払方法、納付書なり直接庶務係に来てもらい納付書を発行して支払ってもらうことになると思う。どうして払わなければならないかという方に対しては、根気強く、きちんと説明して。返還した方からは保管手数料としてもらっているの、処分する方についても一般の家庭で自転車を廃棄するとき 500 円の粗大ゴミの券を添付して廃棄しているのと同様に、それが市で直接行ったかどうかの違いだけなので、そこをきちんと説明できるように、納得してもらえるように説明して徴収していければと考えている。

○八幡元弘委員

シルバーの人に確認してもらっているが、中条駅と平木田駅で年間 30 台だと多いのか少ないのか微妙だが、確認の頻度はどのくらいか。

○田部総務課長

シルバー人材センターに 4 月に 1 回点検・見回りをしてもらいずっと放置されている自転車があった場合について、市に連絡をもらい市で現場に行き自転車の確認をし、防犯登録されていれば警察とも連絡を取合いながら、保管撤去返還に関する事務を行っていくという状況である。

○八幡元弘委員

年 1 回となると 5 月に放置して来年の 4 月までずっと置きっぱなしのものもあるということか。そうすると先ほどどれくらいの期間で放置になるかといことは答弁してなかったがそことのあれはどうなのか。

○高橋副市長

課長から補足あるが、1 回シルバーで見て放置自転車らしいものについてはヒモで紙をぶら下げ、来たらそれは放置自転車ではないが、それでも全く反応がないものを放置自転車と取り扱っていると記憶している。あとは課長から補足をします。

○田部総務課長

4 月に管理委託しているシルバーにお願いしてほとんど使われていなくてすでにタイヤがパンクしていて壊れている自転車、明らかに放置されている自転車とわかる場合について

札を付ける。その札を付けたものを2週間後に再度確認して札がそのままの状態になっていれば、先ほど申し上げたように警察等にも連絡しながら保管撤去処分の手続きを進める流れで行っている状況である。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第25号 胎内市新潟県立胎内ライフル射撃場管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例

佐久間生涯学習課長説明

本条例の一部改正は、県から管理・運営を委託されているライフル射撃場の利用効率を図るため、体育館に設置している10メートル射場を廃止し、50メートル射場に集約を行い、利用形態を変更するもので、これに伴い使用料を変更するものである。利用形態の変更について少し詳しく説明する。本ライフル射撃場は、2009年に開催した新潟国体の会場として整備されたが、新設されたスモールボアライフル射撃場（50メートル射場）と既存の大体育館の内部を改修したエアライフル・ビームライフル等射撃場（10メートル射場）の2つの射撃場がある。この度、利用状況に鑑み利用効率を図るためエアライフル・ビームライフル等の射撃を50メートル射撃場内で行えるようにし、体育館の10メートル射撃場は廃止するものである。集約する50メートル射撃場内には24の射座（射撃を行う位置）があるが、8射座ずつ3つに分けることで一斉に3種目を実施できるし、また、1種目で24射座、16射座の利用も可能とし、50メートル射撃場内ですべての種目を行えるよう利用形態を変更するものである。これに合わせて別表中の使用料を変更するが議案書の54ページから55ページにかけてのカッコ1 普通利用では、利用者区分、使用料は変更ないが、施設区分をこれまでの2つの射撃場を1つの射撃場に改めるものである。55ページから56ページのカッコ2 専用利用では施設区分が1つの射撃場になることからそれぞれの種目で占有する射座数に応じ、これまでの使用料をそれぞれ射座数に割り返し、改めて設定した。57ページのカッコ3 合宿利用では、施設区分を一つの射撃場に改めたものであり、利用区分、使用料に変更はない。

質疑

○丸山孝博委員

私も新潟国体の時見た後全然行っていないが、利用実態の延べと実でわかれば。それとこの条例改正に伴う利用者の人たちからの意見があったら願う。

○佐久間生涯学習課長

はじめに利用の実態について延べ人数で回答します。コロナの影響を受ける前の令和元年は、年間で1,138人。令和2年度に関しては429人。令和3年度では541人。この度の形態変更に関しては、管理をし、ほぼ利用者の加盟しているライフル協会と協議した上での利用形態の変更なので理解を得た上での変更と理解いただきたい。

○八幡元弘委員

今まで体育館の中と外があり、今度体育館を使わなくなるが、その後どうするのか。以前大きい大会を開催していたが、1つに集約しても大きい大会に対応できるのか。

○佐久間生涯学習課長

はじめに廃止する体育館については、現在50メートルの射場でできるようにしたが、かねてからビームライフル等を行う射座はまだ残った状態にある。それは県で設置し、県で撤去することになるので、県の動向等を踏まえ今後の利用状況を考えていきたいと考えている。また、大会は実際に前回よりも規模的に縮小となるので従来のような大きい大会は開催できないが、令和5年度には北信越国体ライフル射撃競技を予定している。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第28号 胎内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

田部総務課長説明

第4回定例会で「胎内市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の議決を受け、会計年度任用職員においても同様に給料表の改正を行うほか、期末手当について、経過措置を廃止し、全期末手当受給対象者へ年間2.4月分の支給を行うための改正である。

質疑

○丸山孝博委員

会計年度任用職員は大勢いるが、この表で号給が125までであるが、バランスよくいると思うが、そのバランス的な考え方と実態が分かればお願いしたい。まさか125号給の人がいるとはならないし、1号給の人がどの程度ということまでは説明はいいが、大体どのへんにまとまっているのか。

○田部総務課長

会計年度任用職員は、様々な職種がある。それにより時給換算で他市町村との職種ごとの賃金単価なども参考にしながら給料表に定める号給の支給をしている。行2の技能労務職と行1の一般行政職で1表、2表と分かれているが、一般行政職の給料表で申し上げると一般事務員は1-1号、一番高いところは、保健師が1-36号、学習指導員が1-32号、介護認定訪問調査員が1-28号、様々な医療福祉介護関係の会計年度任用職員については、1-15台に位置づけしている。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第29号 胎内市個人情報の保護に関する法律施行条例

田部総務課長説明

この条例については、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、来年度から全国共通ルールとして本市にも適用されるため、現行の胎内市個人情報保護条例を廃止し、新たに条例

を制定するものである。

主な内容としては、開示請求における費用、開示決定等の期限などを定めるものである。この個人情報の保護に関する法律の規定の中に市町村の条例で定めることができる旨の規定が法律で定められており、その部分で胎内市の施行条例の中で定めるものが何点かある。先ほど申し上げた、開示請求における費用については、胎内市においては手数料は無料としてコピー代や紙代など実費負担を徴収する規定にしている。そのほか開示や訂正、利用停止の決定に伴う行政処分に係る期限の短縮が法律で明記されており、国の法律では30日以内になっているが、市においてはもっとスピーディにできることも想定し14日以内に更なる短縮を規定している。そのほか、審議会への諮問も議第30号で説明申し上げる情報公開・個人情報保護審査会に個人情報の適正な取扱いを確保するため意見聴取して国の設置機関である個人情報保護審査会に諮問をする流れでワンクッションおいて審議して、個人情報として開示すべきかどうか、情報公開請求に基づき開示すべきかどうかも含め、この審査会で諮問機関を設けることで規定するものである。

質疑

○渡辺秀敏委員

説明のところに現行条例を廃止とあるが、これは個人情報保護条例のことですね。新たに条例を設定するのは、この施行条例のことですよ。個人情報保護条例と施行条例の中身を比べると内容が全く違うように思うが。内容が全く違うものを制定することで、目的を達成することができるのか。もしかすると個人情報保護条例は新たに別に作成するのか。

○田部総務課長

基本的には、議第29号は個人情報の保護に関する国の法律がベースである。市でもそれを適用する。国の個人情報保護の法律の中で市町村で独自で定めてもいいことを条例で規定してください。というのが今回の施行条例になる。市町村の条例に委任するもの、補足部分を今回の施行条例の形で今説明した手数料、開示までの期間短縮や個人情報保護・情報公開審査会にかけることなどを補足事項として施行条例を定め市町村で規定していいと本体の法律にうたわれているので、渡辺委員の指摘のとおり、この施行条例と今までの個人情報保護条例は国の法律の部分も全部条例で規定していたので差異が生じている。基本は、国の法律があってそれを市町村で定めてもいい部分を施行条例の形で補足しているので違いが出ていると理解していただきたい。

○渡辺秀敏委員

現行条例を廃止した状態で国の法律の目的は達成することができるということでのいいの

か。

○田部総務課長

そのように考えている。

○増子達也委員

73 ページの 4 項、5 項に罰則規定が、100 万円以下と 50 万円以下とある。市でできる罰則規定の上限があると思うが、これは漏れた情報が 1 件でも 2 万件でもこの金額だと思うが少ないと思う。昨今、強盗など少額なものでもやってしまうような環境の中で 100 万、50 万円というのは少ないと思うのが 1 点。開示請求があったもの全部を諮問機関に諮問するのか。

○田部総務課長

罰則規定については、市町村で決めたものではない。罰金なので刑事罰が科されるもので、いわゆる行政で罰金的に定める過料とは全く別物なので。罰金になると検察に罰金刑として金額が妥当か意見照会し、金額が妥当だと返事がきて今回の金額にした状況である。情報公開の開示請求すべてについて審査会にかけるかは、開示請求があり条例や今回の新たな法律に基づき開示できるものは基本的にはすべて開示する。しかし、黒塗りなど部分的に開示できない、文書本体そのものも開示できないということで開示請求者から不服の申立てがあった場合は、この審査会に図って再度審議いただき、開示・非開示の決定をして開示請求者に通知する流れで事務を行う。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 30 号 胎内市情報公開・個人情報保護審査会条例

田部総務課長説明

先ほど申しあげました胎内市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定により、胎内市個人情報保護条例が廃止されることに伴い、現行の胎内市情報公開・個人情報保護審査会条例を廃止し、新たに条例を制定するものである。主な内容としては、開示請求等に係る審査請求に関する事項のほか、個人情報の適正な取扱いを確保し必要である場合に調査審議することを規定するものである。

なお、これについては、胎内市議会の個人情報保護条例の中でも議会に関する審査請求なども所掌事務に加える一部改正を附則で規定して今後予定している。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 34 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

本間総合政策課長説明

荒井浜及び桃崎浜地区について、乙西部辺地として公共的施設を整備するため、令和5年度から2か年の計画を新たに策定することについて、議会の議決を求めるものである。当該辺地については、自然条件、社会的条件を同じくする荒井浜及び桃崎浜の面積3.64平方キロメートルをその範囲とし、地域内の人口は722人、世帯数は279世帯である。地価の最も高い地点のうち駅または停留所に最も近い大字荒井浜字屋敷1061番地を地域の中心として、学校や医療機関、市役所までの距離や公共交通機関の運行回数等により算出された辺地度点数は100点である。なお、辺地度点数100点以上が辺地として認められる基準となっている。整備計画の主な内容は、生活環境施設の整備として消防施設の整備及び農業集落排水設備の更新を行うものである。個別の事業については、86ページに記載のとおり荒井浜地内の防火水槽設置事業及び農業集落排水更新事業による荒井浜及び桃崎浜地内のマンホールポンプの更新である。本計画の事業費総額は1億8,060万円で必要となる一般財源5,760万円のうち5,750万円については辺地対策事業債で賄うこととしている。なお、辺地対策事業債については、今年度の元利償還金の80%に相当する額が交付税算定の際の基準財政需要額に算入さ

れることとなっている。

質疑

○薄田智委員

今回乙地区、桃崎浜地区辺地ということで議会承認を経て辺地として認めれば総合整備計画でやっていく。この辺地に認めてマイナスになる部分はあるのか。

○本間総合政策課長

辺地については、先ほど申し上げたとおり、毎年公共交通機関や市の中心部の公共施設までの距離で、計算式で点数を出し100点以上が辺地の要件を満たす。辺地になったからといってマイナスは特にない。

○薄田智委員

特段マイナスにはならない。イメージが少し悪くなるくらいか。町から市になったけど辺地になると少し印象が悪いかないというのが私の個人的な印象だが、辺地債に算入できるので8割補助をもらうが、これは全部認められるわけではないですよ。総額があるのか。

○本間総合政策課長

辺地債については、県に起債の計画を提出し要望する。国の辺地債の総額の予算があるので、今までも7割や8割の額で県から示されるので、計画の中で調整して行う形になる。

○薄田智委員

新年度予算も辺地債活用の事業は全部が全部認められるわけではないのか

○本間総合政策課長

委員の言われるとおりに年度予算に計上しているが、国、県から辺地債の割当てが来るので、その範囲で行うことになる。

○八幡元弘委員

大体今まで辺地債は3か年で来たと思うが、今回は2か年だが、事業の規模などの関係な

のか。

○本間総合政策課長

事業の内容と他の3地区の年度に合わせることで2か年で策定した。

○八幡元弘委員

100点以上で辺地になり策定していたが、今、黒川地区があり、築地地区があり乙の浜になる。胎内市ではこれから辺地債に該当する地域はあるのか。

○本間総合政策課長

全ての地区を計算しているわけではないが、荒井浜、桃崎浜の一番向こうで100点なのでそれより近いところだと点数には満たないと考えている。なりそうなところは毎年計算し、なるようであり、そして事業があれば辺地計画を策定する形になると思う。

○渡辺秀敏委員

辺地債は、財源としては一般財源に入っているのか。総額で来た中から自由に分配できるから一般財源になるのか。それとも特定財源だとそれに充てるために使わないとだめなのか。その事業として特定されたものに使わなければだめだが、一般財源だと自由に配分できるのか。

○本間総合政策課長

表がわかりにくかったかもしれないが、事業費があり、いろいろな特定財源がありそれを引いたマル3の一般財源が、一般財源で行わなければならない額で、その一般財源に辺地債を充てる。普通であれば、特定財源を引いた一般財源が持ち出しになるが、そこを起債で賄うという表である。一般財源部分に辺地債を借りるという表になる。

○渡辺秀敏委員

総額で借りたお金をいろいろな事業に、自由に配分できるのか。

○本間総合政策課長

辺地債は目的の事業に充てるものになる。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 35 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

本間総合政策課長説明

現在、令和 4 年度から 6 年度までの 3 か年の計画に基づき公共的施設の整備を進めている下赤谷及びその東側の 16 行政区をその区域としている黒川東部辺地について、事業費の増額があったことから計画の変更について、議会の議決を求めるものである。変更の内容については、89 ページ。7 つの事業において、事業内容の精査に基づきそれぞれの事業費の増額を行うものである。2 段書きのカッコ書きが変更後の金額になっている。3 番の除雪機械購入事業については、除雪車の老朽化により購入台数が 1 台増えたことによる増額。8 番の夏井・坪穴・川合地区経営体育成基盤整備事業については、県営ほ場整備事業計画において本工事の計画が示されたことに伴い増額。10 番の樽ヶ橋遊園改修事業については、エゾシカ舎のフェンス増設による増額。11 番の交流促進施設改修事業については、リゾートプール施設であった所をグランピング施設に改修するもの、大噴水の改修などによる増額。12 番の胎内スキー場改修事業については、小倉沢ゲレンデ改修などによる増額。14 番のクアハウスたいない整備事業については、ボイラー等機械設備工事による増額。15 番の奥胎内ヒュッテ改修事業についても同じくボイラー等機械設備工事による増額である。事業費の総額としては 5 億 4,638 万 5 千円の増で、辺地対策事業債の予定額については、5 億 2,090 万円の増となっている。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 36 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

本間総合政策課長説明

現在、令和 4 年度から 6 年度までの 3 か年の計画に基づき公共的施設の整備を進めている村松浜、中村浜、笹口浜をその区域としている築地西部辺地について、事業費の増額があったことから計画の変更について、議会の議決を求めるものである。変更の内容については、92 ページ。1 番の市道村松浜線・村松 14 号線道路改良事業については、前計画期間に行う予定だった工事が外的要因により進捗が図れなかったため今計画期間で工事を行うことによる増額変更である。事業費の総額としては 5,100 万円の増額で、辺地対策事業債の予定額についても、5,100 万円の増となっている。

質疑

○丸山孝博委員

4 つの事業を行うということで地図を見て大体はわかるが、小さくてよくわからないが。例えば 4 番の中村浜バイパスは、どのくらいの長さか。

○池田地域整備課長

約 550 メートルほどである。

○丸山孝博委員

1 番から 3 番までは道路の改良事業になっているが、4 番は新規事業なので土地の売買もみんな入っているのか。

○池田地域整備課長

入っている。

○丸山孝博委員

幅員はどれくらいか。

○池田地域整備課長

全幅で約 6.5 メートルとなっている。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 37 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

本間総合政策課長説明

現在、令和 4 年度から 6 年度までの 3 か年の計画に基づき公共的施設の整備を進めている北成田、宮川、竹島、苔実をその区域としている築地南部辺地について、事業費の増額があったことから計画の変更について、議会の議決を求めるものである。変更の内容については、95 ページ。1 番の苔実地内消火栓設置事業については、舗装本復旧工事の追加等による増額変更である。事業費の総額としては 270 万円の増額となり、辺地対策事業債の予定額については、260 万円の増となっている。

質疑

○丸山孝博委員

1 番の消火栓の設置工事だが 920 万円もかかるものなのかと思うが、1 基か。

○榎本上下水道課長

地上式消火栓を予定しており 1 基である。消火栓を設置する場所が水道本管からかなり距離があり、200 メートルくらい水道の本管を敷いて消火栓を設置する必要があるので、このくらいの事業費になる。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

○田部総務課長

薄田委員と丸山委員の答弁保留した内容について再度説明します。薄田委員から質問のあった情報公開・個人情報の開示請求件数について。令和4年度においては、情報公開請求が9件。個人情報開示請求が2件。情報公開請求について、全部公開が5件、一部個人の財産や生命を脅かすなどがあり、個人情報保護の今の条例にかかり公開できない部分がある一部公開が3件。その公開した情報についての公文書や資料がないものが1件という内訳である。個人情報の開示請求については、2件、うち全部公開が1件。一部公開1件という状況。過去も大体10件前後で令和3年度以前のものについても、情報公開請求の件数は10件前後で推移している。個人情報の開示請求についても5件未満の数件程度の状況である。なお、今までこの開示請求について、開示請求者から不服等があり、先ほど条例で説明した情報公開・個人情報保護審査会に諮った事案はありません。

丸山委員から質問のあった公開と公の違いで新旧対照表の文言の違いがあった。これについての解釈として、ニュアンスはほぼ同じと思っているが、私的には、公開は相手方、開示請求者がいて第三者から求められたものについて開示するものを公開。自らが広く提示するものは公にするという解釈ではないかと認識している。その中で、例えば大災害や熱海の土石流の事案があった。あの時熱海市が行方不明者72時間が行方不明になってのタイムリミットだということで家族等の同意を待たずに行方不明者の名前を出した事案があったので、災害等の今後の情報公開なども含めて公開ではなく、国の法律では公にという形に用語を改めたのではないかと推計する。いろいろな事情があって用語を公開から、公に変えたのではないかと私は認識している。

丸山委員の発達相談の療育相談員の件で資格要件や配置基準の質問があったが、資格要件や人数についての配置要件はありません。

以上で総務文教常任委員会を閉会する。

閉会 (11:24)